

～ 営業者のみなさまへ ～

公衆浴場法施行条例が改正されます

令和 7 年 4 月 1 日 公布 令和 7 年 7 月 1 日 施行

* 改正の背景 *

厚生労働省から令和 6 年 4 月に「サウナ営業について、市の条例で定める許可基準の運用にあたっては、地域の実情や個別の利用目的、利用形態等を踏まえ、柔軟に判断するよう」示されました。

* 改正の目的 *

・利用者の安全確保

『サウナ』は、公衆浴場法における公衆浴場の一種であり、その特性から利用者の安全の確保が重要になります。そのため、利用者の安全の確保をより確実なものとするため、サウナ等の安全に係る項目を条例に追加しました。

・営業形態の多様化に対する対応等

一部緩和規定を設ける等の対応を行うことで、公衆浴場法の目的である施設の衛生と風紀、利用者の安全を確保しながら、昨今の新しい営業形態の出現や、市民ニーズの多様化等への対応が可能となりました。

* 改正の内容 * 裏面へ

* お問い合わせ先 * 平日 8:30～12:00 13:00～17:00

所属名	住所	電話番号
川崎区役所衛生課	川崎区東田町 8	044 - 201 - 3222
幸 区役所衛生課	幸区戸手本町 1—1 1—1	044 - 556 - 6681
中原区役所衛生課	中原区小杉町 3—2 4 5	044 - 744 - 3271
高津区役所衛生課	高津区下作延 2—8—1	044 - 861 - 3322
宮前区役所衛生課	宮前区宮前平 2—2 0—5	044 - 856 - 3270
多摩区役所衛生課	多摩区登戸 1 7 7 5—1	044 - 935 - 3306
麻生区役所衛生課	麻生区万福寺 1—5—1	044 - 965 - 5164
健康福祉局保健医療政策部 生活衛生課	川崎区宮本町 1	044 - 200 - 2448

・利用者の安全確保のために追加された基準

	新たに追加された基準	条項	経過措置
屋外に浴槽を設ける場合	屋外の浴槽に附帯する通路等の床は、 耐水材料を用い、適正に排水できる構造 であること。	別表第1第2項第18号ウ	既存施設の場合、増築・改築・大規模の修繕等により構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用されません。
	屋外の浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等の 屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造 であること。	別表第1第2項第18号カ	
サウナ室を設ける場合	サウナ室には、入浴者の見やすい場所に 時計 を備えておくこと。	別表第1第2項第19号エ	現在、時計を設置していないサウナ室がありましたら、令和7年7月1日までに設置していただくようお願いいたします。
	サウナ室の床、内壁及び天井は、 耐熱材料 を用いること。	別表第1第2項第19号オ	既存施設の場合、増築・改築・大規模の修繕等により構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用されません。
	蒸気若しくは熱気の放出口又は放熱パイプは、 入浴者に直接接しない構造 とするとともに、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、 断熱材で覆う等の安全措置 を講ずること。	別表第1第2項第19号カ	
	入浴者の安全のため、 サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓 を適当な位置に設け、かつ、室内には、 非常用ブザー等 を入浴者の見やすい場所に設けること。 (※) 営業者が各サウナ室を頻繁に巡回し声が行くなど、緊急時に営業者がすぐに探知できる措置とする	別表第1第2項第19号キ	既存施設において、これらを設けることが困難な事情があるときは、増築・改築・大規模の修繕等により構造設備が変更される日までの間は、当該窓及び非常用ブザー等を設けないことができます。 この場合は、当該窓及び非常用ブザー等の設置に代わる措置(※)を講じて、これらの公衆浴場のサウナ室における入浴者の安全の確保に努めていただくようにしてください。

・営業形態の多様化に対する対応等（基準の適用除外 別表1第3項の規定による）

基準	条項	適用除外となる例（市長が認める時）
浴室・屋外の浴槽等・サウナ室は、男女を区別し、互いに見通すことができない構造とすること。	別表第1第2項第1号・第18号ア・第19号ア	障壁等がなく、浴場内全体が見通せるような施設等において水着を着用して入浴する場合等。家族風呂等。
浴室・屋外の浴槽等・サウナ室は、外部から見通すことができない構造とすること。		水着を着用する場合等
脱衣室は、男女を区別し、互いに見通すことができない構造とすること。	別表第1第2項第1号	家族風呂等に附帯する場合等
便所は、男女を区別すること。	別表第1第2項第2号	
サウナ室の床は、適正に排水できる構造であること。	別表第1第2項第19号ウ	屋外のテントサウナ、排水が発生しないサウナ等
入浴者の安全のため、サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。	別表第1第2項第19号キ	屋外のテントサウナで水着等を着用せずに入浴する場合等

＊ 基本的には、条例などの規定に基づき、事例ごとの判断となります。ご不明な点がございましたら、施設がある区の区役所衛生課にお問合せください。